

## 社会保障制度改革の工程と主な論点について

	年 金	介 護	医 療	生活保護	次世代育成支援	税 制
平成16年	<p>・年金制度改正法成立</p>	<p>・介護制度改革の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>論点           <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付の効率化・重点化 (予防重視型システムへの転換、居住費用・食費に係る利用者負担の見直し)</li> <li>・サービスの質の確保・向上</li> <li>・被保険者・受給者の範囲 等</li> </ul> </li> </ul> <p>・改革案のとりまとめ</p>	<p>・医療制度改革の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>論点           <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県単位を軸とした保険運営についての検討</li> <li>・新たな高齢者医療制度に関する検討</li> <li>・高齢者医療費の伸びの適正化方策</li> <li>・公的保険給付の内容及び範囲の見直し等</li> </ul> </li> </ul>	<p>・生活保護制度見直しの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>論点           <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護基準の在り方</li> <li>・自立支援・適正化等制度・運用の在り方</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化社会対策基本法</li> <li>・次世代育成支援対策推進法</li> <li>・少子化社会対策大綱</li> <li>地方公共団体、企業において、行動計画の策定作業</li> </ul> <p>・新新エンゼルプランを策定(平成16年中)</p>	
平成17年	<p>社会保障制度全般についての一體的な見直しの中で、制度体系の在り方についても検討 (三党合意及び平成16年年金改正法附則)</p>	<p>介護制度改革の実施</p> <p>法律施行後5年を目途に、その全般に関して検討し、必要な見直し等の措置を講ずる(介護保険法附則) →平成17年通常国会に法案提出予定</p>	<p>医療制度改革の実施</p> <p>医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する「基本方針」に基づき、概ね2年後を目途に新しい高齢者医療制度の創設を含む制度改正に順次着手 →遅くとも平成18年通常国会に法案提出予定</p>	<p>生活保護制度の見直し</p> <p>生活保護の在り方について十分検討を行うこと (社会福祉事業法等改正法附帯決議(衆・参))</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動計画に基づく地方公共団体、企業の取組を支援し、施策を強力に推進</li> </ul> <p>・総合施設の実施(18年度)</p>	<p>国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直し (平成17年度・18年度。平成16年度与党税制改正大綱)</p>
平成18年						
平成19年						<p>消費税を含む抜本的税制改革 (平成19年度目途。平成16年度与党税制改正大綱)</p>

# 少子化をめぐる今日的課題

## 安定した社会保障制度の構築

- ・過重な負担を避けつつ、将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築

## 我が国経済社会

### ○経済社会の根幹を揺るがしかねない少子化問題

- - ・労働力人口の減少、・消費の減少
  - ・地域社会の崩壊 etc.

- ・「待機児童ゼロ作戦」の展開など子育てと仕事の両立支援
- ・男性を含めた働き方の改革
- ・すべての子育て家庭に対する支援 etc.

こうした取組を進めることにより

◇少子化の流れを変える

◇働き方の改革は生産性の向上のチャンス

◇子どもを通じた新たな結び付きによる地域コミュニティーの再生

## 少子化対策の現状と今後の取組

- 少子化社会対策基本法に基づき、施策の指針となる「少子化社会対策大綱」を策定（本年6月）

- 次世代育成支援対策推進法に基づき、地方公共団体及び企業において、「行動計画」を策定（16年度中）

- 策定した行動計画に基づく地方公共団体や企業の取組を推進

- ・平成16年内に施策の具体的実施計画である「新新エンゼルプラン」を策定

- ・社会保障の一体的な見直しの中で、これらの取組を強力に進めていく